

消防署からの大切なお知らせ

火災から大切な生命を守るために

住宅用火災警報器

を設置しましょう！

なぜ設置するの？

住宅火災による死者数は急増しています。
特に死者の半数以上が高齢者となっています。
また死に至った原因の7割は逃げ遅れとなっています。

設置場所をチェック!!

1 寝室

就寝に使用する部屋の天井
又は壁面に設置します。

2 階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊場の
天井又は壁面に設置します。
(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)
の階段は除く。)

3 台所

できるだけ設置することが望ましい(努力規定)
となっています。設置にあたっては熱感知式
のものが効果的です。

天井取り付け式



壁取り付け式



- 「乾電池を使うタイプ」と「家庭用電源(AC100V)を使うタイプ」があります。
- 「単独型」と「連動型」があります。

「煙式」警報器の設置が必要です。(台所等を除く)

消防法改正により、全ての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられました

！
ご注意ください！

悪質な訪問販売や電話による勧誘には、くれぐれも注意して下さい

設置等に関するご相談は、下記までお願いします

南部町清水川3-1

鳥取県西部広域行政管理組合 米子消防署南部出張所 ☎ 39-6003

●ホームページでもご説明しています <http://www.tottori-seibukoiki.jp/>